

生活保護法

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

による

- 柔道整復
- あんま・マッサージ
- はり・きゅう

変更届

次のとおり変更しますので届け出ます。

施術所	ふりがな			
	名称			
	所在地	〒		
	電話番号		FAX番号	
施術者	ふりがな			
	施術者氏名			
	住所	〒		
本市との施術協定団体の加入の有無		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ありの場合は、以下に団体名等を記入してください。		
		団体名		
開設者氏名				
変更事項				
旧				
新				
変更年月日		年 月 日		

年 月 日
堺市長 様

〒
住 所
氏 名
申請者

注意事項

- 1 開設者でない施術者（勤務施術者）の住所を変更される場合は、転居先の市で新規指定申請、転居元の市（指定登録がある市）で指定廃止申請が必要です。
- 2 変更届について開設者の場合は所在地、開設者でない施術者（勤務施術者）の場合は住所地を管轄する市へ提出してください（堺市の場合は管轄する保健福祉総合センターを経由して、この書類を堺市長あてに提出してください）。
- 3 この書類は、指定施術機関の届出事項に変更があった場合、速やかに提出してください。なお、保健所への届出内容と同様の手続きをしてください。
- 4 変更届による変更にあたっては、変更処理後、別途の通知等を行いませんので、ご注意ください。

記載事項

- 1 「名称」は、略称等を用いることなく、柔道整復師法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を記載してください。
- 2 施術所を開設せず、出張施術業務を行う施術者は、施術所の「名称」欄に、「出張専門」と記載してください。
- 3 申請者が法人の場合は、法人名称、代表者の職・氏名及び法人の主たる事務所の所在地を記載してください。